

判決年月日	平成 2 4 年 3 月 2 8 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 2 6 9 号		
○ 発明の名称を「電子計算機のインターフェースドライバプログラム及びその記録媒体」とする特許出願に対する拒絶査定に係る不服審判請求を不成立とした審決が，相違点に関する判断に誤りがあるとして取り消された事例			

（関連条文） 特許法 2 9 条 2 項

1 本件は，原告が，発明の名称を「電子計算機のインターフェースドライバプログラム及びその記録媒体」とする特許出願（特願 2 0 0 1－1 3 6 1 3 5 号）につき拒絶査定を受け，拒絶査定不服審判を請求するとともに手続補正をしたが，請求不成立の審決を受けたことから，その取消しを求めた事案である。

2 審決は，本願発明と引用例（特開平 1 0－2 8 3 1 9 5 号公報）に記載された引用発明との相違点 1，2 を認定した上で，相違点 1 については，国際公開 9 8／4 7 0 7 4 号等に記載された周知技術の「I／O マネージャ」を引用発明に適用することで容易に発明をすることができる，相違点 2 についても，文献を示すまでもない周知技術であって，これを引用発明に適用することで容易に発明をすることができるとして，本願発明の進歩性を否定した。

3 本判決は，相違点 1 について，下記のとおり判示し，審決の判断は誤りであるとしてこれを取り消したものである。その要旨は，①審決が示した周知技術の「I／O マネージャ」は，相違点 1 に係る本願発明の構成とは異なるので，これを引用発明に適用したとしても，相違点 1 に係る本願発明の構成には至らない，②周知技術の「I／O マネージャ」は，引用発明の特徴部分に代替し得るものではないので，引用発明から出発して相違点 1 に係る本願発明の構成を想到することは容易ではないというものである。

記

本願発明は，複数のデバイスの間におけるデータの送受信を制御する手段として「電子計算機用インターフェースドライバプログラム」の構成を採用したものであり，第 1 デバイスと第 2 デバイス，これらに対応する第 1 デバイスドライバと第 2 デバイスドライバを構成に含むものである。

これに対し，国際公開 9 8／4 7 0 7 4 号（甲 2，翻訳文は甲 3）及び滝口政光「超初心者のための Windows NT デバイスドライバ入門」Interface 1 9 9 9 年 6 月号（甲 4）によれば，これらの文献には，カーネルモードで動作するファイルシステムドライバ，中間ドライバ，デバイスドライバが階層を形成し，I／O マネージャが，それら階層化されたドライバ間のデータの受渡しを仲介する技術が開示されているものの，そこで示されるドライバは，電子計算機に接続された同じデバイスに対する入出力要求を処理するために階層化されて

いるものであり、このような階層化されたドライバが一体となって対応する各別のデバイス相互の関係に相当するものではないし、さらにその複数のデバイスを制御するそれぞれのデバイスドライバ相互の関係を示すものではない。これらの文献には、複数のデバイスの間におけるデータの送受信を制御するに際し、I/Oマネージャにアプリケーションプログラムからデバイスドライバへのデータの送受信を行うための共通のインターフェース手段として電子計算機を機能させる技術は開示されていない。

そうすると、甲2文献及び甲4文献に開示されたI/Oマネージャは、複数のデバイスの間におけるデータの受渡し（送受信）を仲介（制御）するものではないから、本願発明の「電子計算機用インターフェースドライバプログラム」には相当せず、このようなI/Oマネージャを引用発明に適用したとしても、相違点1に係る本願発明の構成には至らない。

また、引用発明は、…ユーザモードで動作する制御エージェントが複数のソフトウェア・ドライバ（デバイスドライバに相当する。）を相互接続するものであり、かつ、各ソフトウェア・ドライバ自体に、ドライバを接続するための「接続ピン・インスタンス」を形成し、これによりソフトウェア・ドライバを相互接続するという方式を採用するものである。被告は、引用例において、ソフトウェア・ドライバを相互接続する際にI/OマネージャやIRPを用いてデータを伝送する具体例が記載されている旨主張するが、その具体例においても、ユーザモードで動作する制御エージェントにより相互接続が行われるのであって、I/Oマネージャが制御エージェントに代替し得る関係にはない。そうすると、このようなユーザモードで動作する制御エージェントや「接続ピン・インスタンス」の形成による相互接続に代えて、カーネルモードで動作する本願発明の「電子計算機用インターフェースドライバプログラム」に相当する構成を採用することが、当業者にとって容易に想到し得るとはいえない。